

徳島県告示第四百二十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条の規定による狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査を次のとおり実施する。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 適性検査の対象者

平成二十九年に狩猟免許を受けた者及び狩猟免許の更新を受けた者

二 適性検査の日時及び場所

対象者	日 時	場 所
徳島県東 部農林水 産局の所 管区域内 に住所を 有する者	第一回 令和二年七月十三日（月曜日） 午前十時から 第二回 同 十四日（火曜日） 午前十時から 第三回 同 十五日（水曜日） 午前十時から 第四回 同 十六日（木曜日） 午前十時から 第五回 同 十七日（金曜日） 午前十時から 第六回 同 八月六日（木曜日） （予備日） 午前十時から	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎 同 同 同 同 同 吉野川市川島町宮島七三六一 徳島県吉野川合同庁舎 徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎 海部郡美波町奥河内字弁財天一七一 徳島県南部総合県民局美波庁舎 那賀郡那賀町和食郷字南川一〇四一 那賀町地域交流センター 阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿 南庁舎
徳島県西 部総合県 民局の所 管区域内 に住所を 有する者	第一回 同 七月十四日（火曜日） 午後一時から 第二回 同 十六日（木曜日） 午後一時から 第三回 同 十七日（金曜日） 午後一時から 第四回 同 八月三日（月曜日） 午後一時から 第五回 同 四日（火曜日） 午後一時から 第六回 同 五日（水曜日） 午後一時から	三好郡東みよし町加茂三三三六〇 東みよし町役場 三好市池田町マチ二五五一 三好市役所 第二分庁舎 同 美馬市穴吹町穴吹安成七三三 穴吹農村環境改善センター 同

三 狩猟免許更新申請書の提出期間

この告示の日から各々の適性検査の日の十日前まで

四 狩猟免許更新申請書の提出先

対象者	提出先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部